

○ 押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令 新旧対照条文 抄
 ○ 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（申請書等）</p> <p>第四条 審査会等に対して提出する法第二十六条第一項の書面（以下「申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 申請人の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当事者の一方が申請人である場合には、相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 代理人又は前条第一項の代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名又は名称及び住所</p> <p>四 当該公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所</p> <p>五 あつせん、調停又は仲裁を求めらるる事項及びその理由</p> <p>六 紛争の経過</p> <p>七 申請の年月日</p> <p>八 仲裁の申請の場合において、当事者が合意によつて選定した仲裁委員があるときは、その者の氏名</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、あつせん、調停又は仲裁を行うについて参考となる事項</p> <p>2 （略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前条第一項（第八号を除く。）の規定は、前項の書面（以下「参加申立書」という。）について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「あつせん、調停又は仲裁を求めらるる事項」と</p>	<p>（申請書等）</p> <p>第四条 審査会等に対して提出する法第二十六条第一項の書面（以下「申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、申請人、前条第一項の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一 当事者の氏名又は名称及び住所 （新設）</p> <p>二 代理人又は前条第一項の代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 当該公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所</p> <p>四 あつせん、調停又は仲裁を求めらるる事項及びその理由</p> <p>五 紛争の経過</p> <p>六 申請の年月日</p> <p>七 仲裁の申請の場合において、当事者が合意によつて選定した仲裁委員があるときは、その者の氏名</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、あつせん、調停又は仲裁を行うについて参考となる事項</p> <p>2 （略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前条第一項（第七号を除く。）の規定は、前項の書面（以下「参加申立書」という。）について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「あつせん、調停又は仲裁を求めらるる事項」と</p>

あるのは、「参加を申し立てる調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。

あるのは、「参加を申し立てる調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。